第三期帯広市アイヌ施策推進計画(骨子案)

3月

成案

第1章 計画の基本的事項

計画策定の背景

国においては、令和元年5月に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(アイヌ施策推進法)」が施行されました。条文中にアイヌの人々が先住民族であると明記され、総合的かつ継続的にアイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現を目指すものとされています。

帯広市は、「帯広市ウタリ総合福祉推進計画(平成8年度~平成16年度)」、「帯広市アイヌ施策推進計画(平成17年度~平成21年度)」「帯広市第二期アイヌ施策推進計画(平成22年度~令和元年度)」を策定し、総合的に施策をすすめてきました。

計画策定の目的

帯広市では民族理解や文化、教育、福祉など、幅広い分野にまたがる取り組みが必要なことから、目標や基本方向を一体的に示すことで、事業を推進してきています。そうしたなか、アイヌ施策推進法が施行された社会情勢を踏まえ、国・北海道・関係団体との連携のもと、総合的かつ効果的に施策を推進することを目的に「第三期帯広市アイヌ施策推進計画」を策定するものです。

計画の期間

計画期間は、アイヌ施策のあり方が変わりつつある近年の社会情勢を踏まえ、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。なお、国及び北海道の関連する計画などとの整合性をはかるために、必要に応じて見直しを行ないます。

第2章 第二期帯広市アイヌ施策推進計画の取組状況

計画の取組状況

基本方向I

アイヌ民族についての理解促進

生活館や百年記念館などでの常設展示、生活文化展や伝統工芸移動展等の開催等によるアイヌ民族に対する理解促進

基本方向Ⅱ

文化の振興

刺しゅうや木彫りなどの体験教室の開催、アイヌ民族文化情報センター「リウカ」による情報発信、カムイトウウポポ保存会の活動支援、イオル再生事業等によるアイヌ文化の普及啓発、保存伝承

基本方向Ⅱ

教育の振興

アイヌ子弟に対する教育相談や支援、高等教育進学の奨励

基本方向Ⅳ

生活の安定と生活環境の充実

生活相談員の相談や支援による生活の安定や生活環境の改善

第3章 計画の目標と基本方向、施策の体系 〔主な施策〕 [目標] 〔基本方向〕 (1)啓発活動の推進 アイヌ民族についての (2)地域活動の促進 その誇りが尊重される社会づくり、 民族としての誇りを持って生活することができ、先住民族であるアイヌの人たちが、 理解促進 (3)教育機会の充実 (1)知識の普及と啓発 (2)文化の保存と伝承 Ⅱ アイヌ文化の振興 (3)調査研究の推進 (1)生活の安定 (2)就労の促進 Ⅲ 生活の安定と (3)生活環境などの向上 教育の充実 (4)教育の支援の推進 (5)進学機会の充実 ~ 今後のスケジュール ~ 原案作成 (健康生活支援審議会、厚生委員会提出) 令和元年11月 11~12月 パブリックコメント実施 令和2年1~2月 最終案作成 (健康生活支援審議会、厚生委員会提出)